

長野県流域下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県流域下水道用マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する際の取扱いに関し必要な事項を定め、デザインの適切な活用を図ることにより、下水道に対する理解と関心を高め、イメージの向上に寄与することを目的とする。

(デザイン)

第2条 対象となるデザイン及び所管する流域下水道事務所は、別紙のとおりとする。

(デザインの使用)

第3条 デザインを使用しようとする者は、第1条の規定を十分理解し、あらかじめ当該デザインを所管する流域下水道事務所長（以下「所長」という。）に承認を受けなければならない。この場合において、所長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは承認をしないものとする。

- (1) 流域下水道の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用しておそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員、若しくは暴力団員と密接な関係にある者の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、所長が不相当と認めたとき。

(承認の申請)

第4条 前条の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、デザイン使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、所長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 関連市町村の長が使用するとき。
- (2) 官公署が広報の目的で使用するとき。
- (3) 個人が非営利の目的で情報発信をするために使用するとき。
- (4) 報道機関等が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (5) 前各号に定めるものの他、所長が特に認めたとき。

2 所長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、デザイン使用承認書（様式第2号）又はデザイン使用不承認書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 所長は、承認に際し必要な条件を付することができる。

(承認内容の変更)

第5条 デザインの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめデザイン使用承認変更申請書（様式第4号）を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(遵守事項)

第6条 使用者は、デザインの使用について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた使用目的及び使用方法以外に使用しないこと。
- (2) デザインの改変を行わないこと。

(使用期間)

第7条 使用者がデザインを使用できる期間は、第4条第2項の通知の日から5年以内とする。

2 前項の使用期間満了後においても、引き続き使用するときは、改めてデザイン使用承認申請書(様式第1号)を所長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、使用者は、当該使用承認を受けた事項を変更しない限り、使用承認期間満了後においても、在庫整理の期間として、引き続きデザインを使用することができるものとする。

3 前項の申請があった場合の扱いは、第4条によるものとする。

(使用の報告)

第8条 使用者は、デザインを使用して製作物を作成したときは、速やかに、デザイン使用実績報告書(様式第5号)及び製作物の完成品を1部提出しなければならない。ただし、製作物の提出が困難であるときは、その形状の分かる写真の提出をもって、製作物の提出に代えることができる。

(使用料)

第9条 デザインの使用料は、当面の間、無料とする。

(違反等に対する取扱い)

第10条 所長は、使用者が、この要綱及び使用承認条件に違反したときは、その使用の差止めの請求、必要な指示等(以下「請求等」という。)をすることができる。

2 所長は、使用者が、この要綱及び使用承認条件に違反したとき、又は偽りその他不正な手段により承認を受けたときは、その承認を取り消すことができる。

3 所長は、前2項の規定による請求等又は承認の取消しを受けた者に対して、製作物の回収を求めることができる。

(第三者に対する承認)

第11条 所長は、使用者に係る製作物と同一又は類似の物品等について、使用者以外の者からデザイン使用承認申請書の提出があったときは、その承認をすることができる。この場合において、使用者は、所長に対して、その承認について異議を申し立てることはできない。

(権利設定の禁止)

第12条 使用者は、デザインについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

2 この要綱による承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザインを利用する権利を付与するものではなく、かつ、使用者や製作物について所長が推奨するものではない。

(責任の制限)

第13条 所長は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わない。

- (1) 第9条の規定による請求等、承認の取消し及び製作物の回収並びにデザインの使用に関し使用者に生じた損害又は損失
- (2) 使用者が、デザインの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(別 紙)

デザイン	所管する流域下水道事務所
	<p>千曲川流域下水道事務所</p> <p>住 所：〒381-2203 長野市真島町川合 1060-1</p> <p>電話番号：026-283-4170</p>
	<p>諏訪湖流域下水道事務所</p> <p>住 所：〒392-0016 諏訪市大字豊田字湖畔 1866-1</p> <p>電話番号：0266-58-2955</p>
	<p>犀川安曇野流域下水道事務所</p> <p>住 所：〒399-8203 安曇野市豊科田沢 6709</p> <p>電話番号：0263-73-6571</p>

(様式第1号) (第4条関係)

デザイン使用承認申請書

年 月 日

〇〇流域下水道事務所長 あて

住所(所在地)

申請者名(名称及び代表者名)

連絡先(電話番号)

長野県〇〇流域下水道用マンホール蓋の表面デザインの使用について、下記のとおり申請します。

記

使用目的		
使用方法		
申請予定、申請済の 流域下水道事務所		諏訪湖流域下水道事務所
		千曲川流域下水道事務所
		犀川安曇野流域下水道事務所
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (最長5年間)	

※ 企画書、見本及び申請者の概要等を示すものを添付すること。

(様式第2号) (第4条関係)

デザイン使用承認書

第 号
年 月 日

様

〇〇流域下水道事務所長

年 月 日付けで申請のありましたデザインの使用を下記のとおり承認します。

記

承認内容	長野県〇〇流域下水道用マンホール蓋の表面デザインの使用
使用目的	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
使用承認の条件	<ul style="list-style-type: none">・ 使用にあたっては「長野県流域下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する要綱」及び「デザイン使用承認申請書」の内容を遵守すること。・ 申請内容を変更する場合は「デザイン使用承認変更申請書」により変更申請をすること。・ デザインを使用して製作物を作成したときは、「デザイン使用実績報告書」及び製作物の完成品を1部提出すること。

(様式第3号) (第4条関係)

デザイン使用不承認書

第 号
年 月 日

様

〇〇流域下水道事務所長

年 月 日付で申請のありましたデザインの使用は下記の理由により承認できません。

記

不承認内容

長野県〇〇流域下水道用マンホール蓋の表面デザインの使用

理 由

--	--

(様式第4号) (第5条関係)

デザイン使用承認変更申請書

年 月 日

〇〇流域下水道事務所長 あて

住所 (所在地)

申請者名 (名称及び代表者名)

連絡先 (電話番号)

年 月 日付け 第 号で承認された長野県〇〇流域下水道用マンホール蓋の表面デザインの使用について、次のとおり変更したいので申請します。

記

	変更前	変更後
使用目的		
使用方法		
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで

※ 変更内容が確認できる資料等を添付すること。

(様式第5号) (第8条関係)

デザイン使用実績報告書

年 月 日

〇〇流域下水道事務所長 あて

住所 (所在地)

申請者名 (名称及び代表者名)

連絡先 (電話番号)

長野県〇〇流域下水道用マンホール蓋の表面デザインの使用実績について、下記のとおり報告します。

記

使用目的	
使用方法	
製作物	

※ 製作物の完成品を1部提出すること。製作物の提出が困難であるときは、その形状の分かる写真を提出すること。